

京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）
提出書類確認シート【郵送・持参用】

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (〒 -)	申請者の氏名
	電話：
	受付番号：

京都市子育て世帯既存住宅取得応援金交付要綱第8条第1項による関係書類を提出します。

★：必須 ○：該当する場合	関係書類	申請者 確認欄
★	- 添付書類確認シート【郵送・持参用】 ※本シート	
★	① 交付対象住宅に係る土地及び建物の登記事項証明書の写し 全部事項証明書又は現在事項証明書、若しくは登記情報提供サービスによる不動産登記情報（全部事項）の写しをご提出ください。 ※所有権移転後のもの ※全ページ提出すること ※売買契約書に記載されている全ての地番分を提出すること ※登記完了証は不可 ※交付対象世帯以外との共有名義であり、登記事項証明書において交付対象世帯の支払額が確認できない場合は、領収書等の支払額が確認できる書類を提出してください。 ※建物のみ売買の場合も、定期借地権等の土地の権利関係を確認しますので、土地の分も含めて提出してください。	
★	② 交付対象住宅に係るリフォーム工事請負契約書の写し 注文者、請負人、契約日、契約額、工事場所が確認できる部分をご提出ください。 ※「注文書・請書」や「発注書・受注書」でも可。注文書のみなど、片方の書類のみは不可 ※契約日が事前申出（エントリー）日以降であること ※契約相手方が、交付申請のリフォーム工事施工者と一致していること	
★	③ ②のリフォーム工事に係る領収書の写し ※リフォーム工事施工者の名称の記載があるもの ※振込証明書や利用明細票は不可	
★	④ リフォーム工事の着手前及び完了後の状況を示す写真 ※着手前と完了後は同じ場所であるかが分かるよう、背景を含め同じ方向から撮影すること。 ※郵送・持参の場合は、A4の用紙などに貼りつけ、工事前・後が分かるようにすること ※代表箇所の写真で構いません。事例として使用させていただく場合がありますので、リフォーム全体の雰囲気が分かる写真が望ましいです。	
★	⑤ 世帯構成員全員の住民票の写し（交付対象住宅への転居後） ※発行日から3ヶ月以内のもの ※続柄の記載が必要 ※個人番号は不要（記載があった場合は、見えないようにすること）	
○	- その他、提出が必要な書類 名称（)	

※確認欄は「✓」印（該当しない場合は「×」印）をご記入ください。

※提出書類は、必要な内容が記載されたページ全体の写しとしてください。

※提出書類は返却しません。また、申請内容の確認のため、追加で求める場合があります。

※書類は、申請後、2週間以内に郵送（必着）又は持参してください。